

◎刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案新旧対照表
 ○刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章～第三十六章 [略]</p> <p>第三十七章 詐欺、恐喝及び心理的支配利用の罪（第二百四十六条―第二百五十一条）</p> <p>第三十八章～第四十章 [略]</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一～十四 [略]</p> <p>十五 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、心理的支配利用、未遂罪）の罪</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>第三十七章 詐欺、恐喝及び心理的支配利用の罪</p>	<p>目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章～第三十六章 [略]</p> <p>第三十七章 詐欺及び恐喝の罪（第二百四十六条―第二百五十一条）</p> <p>第三十八章～第四十章 [略]</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一～十四 [略]</p> <p>十五 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪</p> <p>十六・十七 [略]</p> <p>第三十七章 詐欺及び恐喝の罪</p>

(心理的支配利用)

第二百四十九条の二 人を偽計、威力その他不正の方法により自己の心理的な支配の下に置き、又は人が偽計、威力その他不正の方法により第三者の心理的な支配の下に置かれていることに乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

〔新設〕

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一〇十四 〔略〕</p> <p>十五 刑法第二百四十九条の二（心理的支配利用）の罪 一年以上の有期拘禁刑</p> <p>十六 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（未遂罪）</p> <p>第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）及び第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。</p> <p>（国外犯）</p> <p>第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十六号に</p>	<p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一〇十四 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十五 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（未遂罪）</p> <p>第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。</p> <p>（国外犯）</p> <p>第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に</p>

掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

改正案	現行
<p>第三百五十条の二〔略〕</p> <p>② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。） <u>第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪</u></p> <p>三〇五 〔略〕</p> <p>③ 〔略〕</p>	<p>第三百五十条の二〔略〕</p> <p>② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。） <u>第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪</u></p> <p>三〇五 〔略〕</p> <p>③ 〔略〕</p>

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第三条、第十五条関係）</p> <p>一〔略〕</p> <p>二イ〜へ〔略〕</p> <p>ト 刑法第二百四十六条第一項（詐欺）、第二百四十六条の二（電子計算機使用詐欺）、第二百四十九条第一項（恐喝）若しくは第二百四十九条の二（心理的支配利用）（財物の交付に係る部分に限る。）の罪又はこれらの罪の未遂罪</p> <p>三〔略〕</p>	<p>別表第二（第三条、第十五条関係）</p> <p>一〔略〕</p> <p>二イ〜へ〔略〕</p> <p>ト 刑法第二百四十六条第一項（詐欺）、第二百四十六条の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二百四十九条第一項（恐喝）の罪又はこれらの罪の未遂罪</p> <p>三〔略〕</p>